

風力発電に関する地域利活用調査・分析業務 委託仕様書

1 目的

風力発電産業における持続可能且つ自立的な産業基盤の構築に向けては、地域で拡大する風力発電市場に多様な業種業態の地域企業が、適切に参入していくことが必要不可欠である。

これまでの調査により、発注者となる発電事業者から受注者となる地域企業に対する風力発電事業に関する直接的な業務発注のニーズ及び風力発電事業者が幅広い分野での地域関係者とのネットワーク構築の意向を有していることが確認された。

また、他の地域においては風力発電所の視察や風力関連の訓練受講等により地域の交流人口が増加し、これまで風力発電事業に直接的な関係性が確認されてこなかった業態においても経済効果が出ており、今後、本市においても同様な効果が期待される。

本業務では、風力発電所や訓練施設が立地することにより、風力発電事業における直接的な地域への経済効果とともに、これまで顕在化されていなかった間接的な地域への経済効果を可視化することにより、地域への裨益産業を明確化させる。また、その経済効果を高めるために地域企業に発電事業の具体的な業務を知る機会を創出するほか、その参入に資する訓練の見学・体験をすることにより地域企業の市場参入促進を図り、地域と風力発電事業の結びつきを明確化・強化することで地域理解の促進を図る。

2 委託契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 委託業務の内容

(1) 発電事業者に対する調査・ヒアリング

市内で発電事業を実施している又は計画している事業者及び本市近隣で発電事業を実施している事業者、市内で風力発電関連業務を専門に実施している事業者（株式会社北拓）に対する丁寧なヒアリング等の調査を実施する。

■調査・ヒアリング先：5社程度（株式会社北拓含む）

■直接的経済波及効果に資する内容の調査

- ・ 建設・土木業務、メンテナンス業務、サイト維持管理業務など、地域企業の風力市場参入に資する業務の詳細な洗い出し
- ・ 今後の地域企業との連携に関する意向、期待や課題点 など

※ 地理的優位性のある業務や、発電事業者・風車メーカー・メンテナンス企業では対応が難しく通常外注している業務など、地域企業の受注可能性拡大に意を用いて調査を行うこと

■間接的経済波及効果に資する内容の調査

- ・ 風力発電所や訓練施設の立地により、地域に副次的に発生する需要や、関連する業種業態の洗い出し

（例：域内外からの視察や訓練受講者の受け入れによる旅客・宿泊需要の増加 など）

- ・ 上記ヒアリング結果を踏まえた上で、地域関係者（市関係部署、商工会議所、観光・宿泊・交通事業者など）へ経済効果向上、連携促進に向けたヒアリングを実施。

（２）風力発電所のサイト見学実施

市内企業が県内の風力発電所に訪問し、将来的な受注につながる具体的な業務に関する見学を行い、現地で発電事業者との意見交換を実施する機会を設けることで、市内企業の市場参入への後押しを行う。

- ・ 実施協力者との連携に必要な協議・調整・依頼などの手続きを含む風力発電所のサイト見学に関する企画・運営一式
- ・ １回あたり 20 名程度の地域企業からの参加者を想定。
- ・ 実施協力者との連携に必要な協議・調整・依頼などの手続きなど。
- ・ １回あたり日帰りの行程で実施すること。
- ・ ３回以上の開催（３サイト以上）すること。
- ・ 参加者の交通手段を確保すること（出発地点はいわき市役所）。
- ・ 参加者の選定に関しては、発注者と相談・協議し、進めること。

（３）訓練施設の見学・体験実施

地域企業の風力市場への参入促進を図るため、市場参入に必要な資格（知識、スキル）を獲得できる訓練概要を学び、体験する機会を創出することで地域企業の資格取得を促進する。

- ・ 実施協力者との連携に必要な協議・調整・依頼などの手続きを含む地域内の訓練施設での訓練に関する見学・体験に関する企画・運営一式
- ・ １回実施すること。行程は１日で実施すること。
例：午前：訓練に関する座学、午後：訓練の体験
- ・ 20 名程度の地域企業からの参加者を想定。
- ・ 参加者の選定に関しては、発注者と相談・協議し、進めること。

（４）分析業務、提案

(1)～(3)を踏まえ、地域に風力発電所及びその関連施設が立地することにより、直接的に利益が得られる産業分野や業務のほか、間接的に裨益する産業分野や業務等の定量的・定性的な分析、裨益を促進させるための支援策や効果的な広報などを検討し、提案すること。

4 打合せ協議

本業務の実施に当たっては、原則毎月、調査・分析結果、進捗状況及び今後の予定などについて、打合せ等により報告、説明すること。なお、業務着手時、成果品納入時には管理技術者が同席すること。

5 成果品

- (1) 調査等実施結果報告書及び概要版を作成し、冊子（各1部）及び電子データ（PDF形式）により納品すること。
- (2) 打ち合わせや会議に出席した場合は、議事録を作成し電子データにより提出すること。
- (3) 収集・作成した図表・データ一式を、二次利用可能な形式の電子データにより納品すること。

6 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。

7 留意事項

- (1) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータの著作権及び所有権は、いわき市に帰属すること。
- (2) 受託者は、いわき市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。